5）建物用途　下記ａ）又はｂ）の用途
ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）3,000㎡以上の事務所又は庁舎
ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）3,000㎡以上かつ事務室、会議室、研修室又は研究室（実験室除く）の合計面積1,500㎡以上の建築物
6）構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
7）上記5）及び6）は同一工事の実績であること。
なお、上記1）から7）までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(b)　建設業法（昭和24年法律第100号）建築工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(c)　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(3)　出資比率要件　特定ＪＶの構成員は、30％以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（昭和53年11月1日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月1日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

上記7(1)(a)の認定（上記7(1)(a)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記5及び6により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記7(1)(a)の認定を受けていない構成員は、上記7(1)(a)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記7(1)(a)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記7(1)(a)の認定又は上記7(1)(a)の一般競争参加資格がないとの認定（上記7(1)(a)の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定ＪＶの名称は、「和歌山地方合同庁舎建築工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成27年度四国総合通信局設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成27年4月24日

四国地方整備局長　三浦　真紀

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　業務概要

(1)　業務名　平成27年度四国総合通信局設計業務（電子入札対象案件）

(2)　業務内容　本業務は、四国総合通信局の新築設計（基本設計、実施設計、数量積算）等を行う業務である。

(3)　履行期間　契約締結日の翌日から平成28年3月25日まで。

2　申請の時期

平成27年4月24日から平成27年5月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

なお、平成27年5月19日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

(1)　申請書の入手方法　「競争参加資格申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、四国地方整備局のホームページにおいて様式を入手すること。

この様式は、次のとおりである。

http://www.skr.mlit.go.jp/menu/nyusatu.html

(2)　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「平成27年度四国総合通信局設計業務設計共同体協定書」（4(4)の条件に満たすものに限る。以下「当該協定書」という。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により次の場所に提出すること。

〒760―8554 香川県高松市サンポート3―33　四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹

(3)　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月1日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月1日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1)　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2）四国地方整備局における建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

3）四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

4）平成26年10月1日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の1）から5）までに該当しない者であること。

5）警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれと準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2)　業務形態

1）構成員の分担業務が、業務の内容により、当該協定書において明らかであること。

2）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、当該協定書において明らかであること。

(3)　代表者要件　構成員において決定された代表者が、当該協定書において明らかであること。

(4)　設計共同体の協定書　当該協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

なお、この「○○設計共同体協定書」は、四国地方整備局のホームページにおいて、3(1)と同じ方法により様式を入手することができる。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)2）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請することができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)2）の認